

各委員答申 修正（案）

一部修正案は修正部分を網掛けしています。

（１） （前文）

実施事業に対する総合評価は、本年で 15 年目となります。この間の評価結果に関する答申の積み重ねの中で、各事業担当課に市民参加を重視する意識は浸透しつつあるとみておりましたが、本年度は「良好」と判断される事業が皆無という残念な結果でした。これまでの提言内容の実効が上がっていない事項があることや市民参加の基礎となる市民への情報公開等の不足が依然として見られるため、今後も改善が必要となっていくと見られます。

本年度は任期 3 年目の答申として、2 つの提言「**提言を実効あるものとするための仕組みづくり**」、「**公募委員制度の拡充**」を提案します。

また、答申の巻末資料「2.評価年度別市民参加条例該当事業一覧」には、これまでの掲載内容に加えて、過去実施した事業ごとの市民参加の手法を掲載していますので、過去の実績を参考にしながら積極的な市民参加に取り組んでいただくよう期待します。

（提言）

①提言に実効性を持たせるための仕組みづくり

当市民参加推進会議は本年度が最終年度となります。これまでに数々の提言を行いました。実効を上げていないと判断される提言が散見されます。（例示・・・）

その原因分析を行いフォローアップするとともに、今後の提言について実効性が図られるような仕組みづくりをお願いしたい。

②公募委員構成についての改善

審議会は市民参加の手法の中でも主となるものです。市民の声を審議により反映させるために以下をお願いしたい。

- ・公募委員の複数化

各審議会とも公募委員枠は複数をお願いしたい。

- ・無作為抽出委員制度の有効化

一般公募とは別チャンネルでの市民層の声を反映できるという意味で大切。

登録者は常に一定数（百名程度）を確保いただくよう、積極的な増加策をお願

いたい。登録者に対しては、意見交換会・ワークショップの参加を促すなど常に市民参加の情報提供していただきたい。

(2)

本年度は任期3年目の答申として、2つの提言「公募委員の複数化」、「無作為抽出による公募者登録制度の登録者増加策」を提案します。

上記2つの提案に加えて、白井市市民参加条例第5条(市民の責務)について意見を具申いたします。市民が市の行政に関心を示し、市政を理解し、その上で市民の自由意思のもとに市政に協力し応分の役割を果たすことは、白井市のまちづくりを進める上で極めて有意義なことであり、望ましいことでもあります。

しかしながら、同条例第5条(市民の責務)の各項目は、市民に市政に参加するよう促すとともに、その行為を責務として規定しております。しかし、市民は、如何なる状況、如何なる場合においても、責務を負っていないし強要されるべきではなく、あくまでも市民の自由意思において為されるものと考えます。そして、「市民参加」と云う範疇の中で市民が責務を負わなければならないと思われる具体的な事例も見当たらないことを勘案しますと、第5条は、(市民の理解と協力)とし、市民として市政に関心を持ってもらい、市民が自主的に市政に協力することを期待する内容とし、協力を得るために市が執るべき方策を述べた条文とすべきであると考えます。

答申の巻末資料「2.評価年度別市民参加条例該当事業一覧」には、これまでの掲載内容に加えて、過去実施した事業ごとの市民参加の手法を掲載していますので、過去の実績を参考にしながら積極的な市民参加に取り組んでいただくよう期待します。

(3)

実施事業に対する総合評価は、本年で15年目となります。この間の評価結果に関する答申の積み重ねの中で、各事業担当課に市民参加を重視する意識は浸透しつつありますが、これまでの提言内容の実効が上がっていない事項があることや市民参加の基盤となる市民へのわかりやすい情報公開の不足や男女比及び専門家の選出を含めた審議会の適切な設置等が今後の課題として浮上しているため、今後も市民参加の手法の改善が必要となっています。

本年度は任期3年目の答申として、2つの提言「公募委員の複数化」、「無作為抽出による公募者登録制度の登録者増加策」を提案します。

(4)

(本答申案の意図について)

1. 白井市における市民参加の歴史上節目となる年であり、第5期委員の最終年度でもあるので、単年度の事務的な評価に限ることなく、歴史的及び中長期的な目標を含めた節目にふさわしい内容とする。
2. 事務的な評価結果の報告だけでは、読んで下さった市民や職員に当推進会議及び委員の真意や期待までは伝わりにくいと思われるので、多少長くはなるが読んで理解してもらえるように出来るだけ具体的な「市長や職員、市民へのメッセージ」を盛り込むようにする。
3. 市民参加の手法の採用とその充実した実施は、職員には相当な労力と負担を強いるものであることから、出来ることなら労力を使わないようにしたいので市民参加の手法を採用したくないと思われがちであることを鑑み、改めて「市民参加の目的」、その前提となる「情報の公開と公文書管理の諸原則」等についてその意義をしっかりと理解していただける内容も必要最小限な範囲で加筆する。

(はじめに)

白井市における市民参加の取り組みは、平成 16 年の市民参加条例（以下「条例」という）制定から 15 年が経過しました。市民参加の前提となる情報公開条例は、その 5 年前に制定されています。当時の白井市の条例制定は千葉県初であり、その先進性は全国的にも高く評価されました。なお、条例制定の準備として「住民参加検討懇話会」の設置と提言からみると来年度で 20 周年となります。

人間で言えば成人式を迎えるという記念すべき節目の年を迎えます。

市民参加について、条例第 2 条では「市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加すること」と定義しています。第 4 条では市の責務として「情報や市民参加機会の積極的な提供」などを明確に定めています。

なお、当市民参加推進会議（以下「推進会議」という）は、条例第 25 条第 2 項の規定に基づき、市長の諮問に依りて以下の事項について調査審議する機関として設置されました。

- (1) 市民参加の実施状況に対する総合的評価
- (2) 市民参加の方法の研究及び改善
- (3) この条例の見直しに関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

上記に加え、同条第 3 項では「推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。」とされています。

第5期市民参加推進会議委員の9名（男女比5:4）は、平成29年8月に任

期3年で任命され、識見を有する者2人、市内において市民活動を行う団体に属する者2人、市民5人（公募及び無作為抽出）という構成で運営してきました。推進委員への辞令交付の際、前市長は「まちづくりを行う上で一番基本となる市民の方々がいかに市政に参加してもらうか、市民参加がまちづくりの大きな柱となっています。その中で白井市では市民参加・協働を一つの大きな柱にしています。」と挨拶されました。

こうした条例の規定と市長からの諮問・要請から、委員らは推進会議の役割の大きさを受け止め、慎重な審査に努め、評価に際しては「条例の趣旨」、「市民参加の原点」が生かされることを願いながら答申をまとめました。

なお、今年度が第5期推進会議の最終年度となりますので、3年間の審査を通した全般的な意見と提言も行うこととします。

（市民参加の歴史を俯瞰した白井市の市民参加と今後への期待）

市民参加の手法を取り入れた事業に対する評価は、本年度で15年目となります。この間の推進会議による評価結果に基づく答申及び提言の積み重ねと職員研修が行われる中で、各事業担当課には市民参加に関する意識は浸透し、提言内容の改善が着実に進んできていると評価できますが、以下の弱点も指摘せざるを得ません。

第一は、公文書は行政専有のものではなく「市民との共有の財産（公文書管理法）」という認識に基づく情報公開という視点で見ると、そもそもどのような公文書が存在かということを知るために必要不可欠な「文書目録」というものが情報公開コーナーやホームページにも掲載されていないという初歩的な課題が今なお改善されていないという問題です。新庁舎になり、文書管理も近代化されたキャビネット方式の導入で大幅な改善が図られたということですが、これでは市民だけでなく、市長や議員、幹部職員等が調べようにも大変不便な状態と言わざるを得ません。早急な改善が求められます。

第二に、市民参加の手法の採用にしても、その手法の採用や実施が形式に流れ、市民参加の実を全く得ることができなかつたケースも散見され、そもそも何を目的に市民参加手法の採用したのかという根本問題に疑問に感じるケースもあり、今一度「市民参加の原点と目的」をしっかりと踏まえた事業の実施をお願いしたいと思います。

第三に、条例の規定では市民参加の手法採用が義務付けられていない事業においても、市民参加の手法を取り入れることが、行政の知識や適切な判断を補い向上させることを期待できる事業や、行政や議会、市民の間で意見が分かれるような事業においては、市民参加の手法を採用することが市民の合意を作りあげる上で有効と思われる場合もあると思われることから、条例の改正を待つまでもなく積極的に市民参加を進めることが期待されます。例えば、近年で言えば、学校給食の「共同調理場の老朽化対策（移転新築か大規模改修かなど）」、財政状

況と暑さが厳しさを増すもとの「学校の冷房化」問題、地震で落下の危険のある「文化ホールの重量天井の安全化対策」なども、市民参加の手法の採用が採用されるとより合理的な市民合意形成に役だったのではないかと推測されます。

新市長におかれては、条例上だけでなく、その実質においても再び「市民参加と住民自治の充実した白井市」という評価が得られるように前進させていただくこと、具体的には平成 28 年度の答申「市民参加条例等の検証・見直しにあたって」の着実な具体化を願うものです。

（平成 30 年度の対象事業に関する審査と評価）

本年度の評価対象事業は、平成 30 年度に市民参加の手法を取り入れて実施した 7 事業で、このうち 3 事業が平成 30 年度で事業を終了しており、他の 4 事業は引き続き継続して実施される事業でした。昨年度で完結した 3 事業については、事業実施における関係資料の審査と担当課のヒアリングをもとに、5 回の会議を経て総合評価を行いました。継続中の 4 事業については評点の付与は翌年度以降に保留し、コメントを記しての中間的な評価にとどめ、今後の取り組みに活かしてもらうことにしました。

本年度は第 5 期推進会議の最終答申として、「評価対象事業の総合評価」に加えて、上記の全般的な提言とともに、「公募市民委員の複数化(最低限で必須化)」と、「無作為抽出による公募市民登録制度の充実」を提案します。

答申の巻末資料「2.評価年度別市民参加条例該当事業一覧」には、これまでの掲載内容に加えて、過去実施した事業ごとの市民参加の手法を掲載していますので、過去の実績を参考にしながら積極的な市民参加に取り組んでいただくよう期待します。

（5）

【公募委員の複数化】上から 6 行目～7 行目

○現在

今後は、市民の声をより反映していくために審議会等の市民公募委員は複数にするよう努めて下さい。

○修正案

今後は、市民の声をより反映していくために市民公募委員枠を広げるように努めてください。

【無作為抽出による公募者登録制度の登録者】上から 11 行目～13 行目

○現在

同制度を最大限活用していくためにも、登録者の随時募集や改めて 2000 名程度の市民に登録の働きかけえを行うなどの積極的な登録者の増加の取り組んで

頂くようお願い致します。

○修正案

同制度を最大限活用していくために、登録者の増加により積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

（理由）随時募集や改めての募集には予算等のこともあり現実的ではないように思います。

【自殺対策計画の策定 実施した市民参加の評価コメント欄】

○現在

②男女の考え方の相違が生じやすい健康を考える事業であるため、審議会委員の男女比率を考慮する必要がある。

○修正案

②男女の考え方の相違が生じやすい事業であるため、審議会委員の男女比率をより考慮する必要がある。

（理由）自殺は健康問題のみでは無いと思いますので『健康を考える』は無いほうが良いかと。

【水道料金の改定について 審議会の設置のコメント欄】

○現在

③会議の事前周知が必須の図書館で行われていない。

④会議の結果公表が必須の3カ所（情報公開コーナー、図書館、ホームページ）で行われ、さらに1ヶ月以内と早く公表されており評価できる。

○修正案

他の事業コメント欄にも3カ所の全部あるいは1～2カ所で公表が無い文言があるので、この事業で特に強調の必要があれば別ですが、そうでなければ『必須の』文言を外すか或いは他のコメント欄にも『必須』を入れたほうが良いのではないかと思います。

(6)

(提言)

本年度は任期3年目の答申として「市民参加枠の拡充」、「提言に対するフォローアップシステム作り」の2つを提言します。

①「市民参加枠の拡充」

無作為抽出による公募委員登録制度はこれまで市政に参加する機会がなかった市民の意見を広く反映させる制度として活かされています。

しかし、本格実施となった今年度、登録者が大幅に減少しています。

自ら積極的ではないが、関心を持っている人達の参加機会を増やすことで市民参加の裾野を広げる有効な取り組みであり、その効果は登録人数が多いほど発揮されます。同制度を最大限活かすためにも意見交換会やワークショップでの登録者の随時募集やアンケート郵送の時等に大規模な登録の働きかけを行うなど積極的な登録者増加の為の働きかけをお願いします。

また、積極的な応募者も減らすことのないよう公募枠を一元化し、複数化することにより、手を上げやすい環境を整えて頂きたいです。

②「提言のフォローアップシステム作り」

市民への情報公開の場所に図書館を加えて提言し、職員研修をしているにも関わらず抜けている事業が多々見受けられます。

これでは改善が進まないのでフォローアップのシステムを作り、確認見直しする機会が必要だと思われます。一年ごとに市民がまちづくりに関心を持ち参加しやすい環境を整えていくことが大事であると思います。